



みなさまへ

日頃は、京都市桂川療護園の運営にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

京都市桂川療護園では、障害のあるひともないひとも、すべての人が違いを認め合い、支え合う「共生社会」の理念に基づき、地域の皆様との交流も大切にしながら障害のある人の生活を支援しています。

当施設は、障害者総合支援法（※）に基づき、以下に示したとおり、ご利用者の皆様からいただく料金のほか、介護給付費等、国・府を含む社会全体の支えによって運営されています。

今後も、更なる支援の質の向上や効率的な運営に努めてまいりますので、引き続き、当施設の運営にご理解いただきますようお願いいたします。

（※）すべての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるとの理念にのっとり、障害のある方が日常生活や社会生活を営むための支援を行うことを目的とした法律

施設運営に関する収支状況（令和3年度）

<収入> 26,707万円

利用者負担金 1,867万円 (7.0%)	障害者総合支援法に基づく介護給付費等※収入 24,300万円 (91.0%)	その他収入 540万円 (2.0%)
-----------------------------	--	--------------------------

※介護給付費等：原則、国1/2、府1/4、市1/4の割合で負担

<支出> 22,541万円

人件費 15,924万円 (70.6%)	事業費 3,806万円 (16.9%)	事務費 2,643万円 (11.7%)	少額修繕費 110万円 (0.5%)	その他 58万円 (0.3%)
----------------------------	---------------------------	---------------------------	--------------------------	-----------------------

当施設では、『施設入所支援』と『短期入所』の運営を行っております。（定員数 施設入所：40人、短期入所：4人）

主として、利用者の食事や入浴などの介護などを行っており、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように取り組んでいます。

今後とも、地域の皆様をはじめとした多くの方々との交流を大切にし、利用者一人ひとりがいきいきと毎日を過ごせるような機会を創出してまいりますので、当施設の運営にご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

指定管理者名（事業主体） 社会福祉法人京都社会事業財団
（電話 391-1675）

所管課名 京都市保健福祉局障害保健福祉推進室
（電話 222-4161）

